

令和8年度熊本市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 給 水 事 業 所 数 | 10か所 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 72,891m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 200m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| | 収 | 入 |
|---------------|---|---------|
| 第1款 工業用水道事業収益 | | 8,216千円 |
| 第1項 営 業 収 益 | | 4,008千円 |
| 第2項 営 業 外 収 益 | | 4,208千円 |
| | 支 | 出 |
| 第1款 工業用水道事業費用 | | 8,216千円 |
| 第1項 営 業 費 用 | | 7,715千円 |
| 第2項 営 業 外 費 用 | | 201千円 |
| 第3項 予 備 費 | | 300千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,662千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,478千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 184千円で補てんするものとする。）。

支 出

| | |
|------------|---------|
| 第1款 資本的支出 | 2,662千円 |
| 第1項 建設改良費 | 2,036千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 126千円 |
| 第3項 予備費 | 500千円 |

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,019千円である。

熊本市長 大西一史